

農地中間管理事業に関するQ&A

Q	農地中間管理機構に農地を貸した後に所有者(出し手)死亡で相続が発生した場合、契約はどうなるのか。農地中間管理機構が相続登記をしてくれるのか。
A	出し手が亡くなった場合、相続登記は法定相続人ご自身が行ってください。 契約は、登記完了後に所定の名義変更手続きを経て、相続人に継承されます。
Q	受け手が高齢のため、10年の契約期間中に事故等で作業ができなくなった場合、契約終了となるのか。また、協力金等への影響はどうなるのか。
A	農地中間管理事業において契約の相手方は、出し手から農地中間管理機構、農地中間管理機構から受け手となります。契約途中で受け手が耕作できなくなった場合は、次の受け手を借受希望者リストの中から探すことになります。 農地中間管理機構が出し手から農地を借り受けた契約は継続されます。 (※次の受け手が見つからない場合は、3年間が限度) 協力金については、この事例のように受け手の都合によって要件が満たされなくなった場合、協力金の返還は求められません。ただし、交付を受けた後に要件を満たさなくなると返還の対象となる場合があります。
Q	契約締結後、10年の契約期間の途中で賃料を変更することは可能か。
A	出し手・受け手・農地中間管理機構の三者が合意して、所定の様式で手続きを行うことで賃料の変更は可能です。
Q	生前一括贈与をしていた場合、どうなるのか。
A	贈与を受けた人が農地中間管理機構に貸し付けても問題はありません。 税務署への届け出は必要です。
Q	経営移譲年金及び特例付加年金の受給者が後継者に貸していた農地を農地中間管理機構に貸し付ける場合、経営移譲年金及び特例付加年金の受給はどうなるか。
A	農地中間管理機構は適格な経営移譲等の相手方として位置づけられていますので、所定の手続きを行うことにより、経営移譲年金等を引き続き受給することができます。
Q	土地改良区賦課金の滞納のある農地は農地中間管理機構で借り受けることができるか。
A	残念ながら賦課金滞納のある農地は借り受けできません。滞納を解消していただいてから貸付け手続きをお願いします。 なお、抵当権については、契約時に受け手が押印した承諾書を提出して頂くことで貸借が可能です。



農地中間管理事業に関するお問い合わせは、
秋田県農業公社もしくは、お近くの市町村農政担当課、農業委員会、JAまで。

農地のこれからを考える。
AAPC

公益社団法人秋田県農業公社
〈秋田県農地中間管理機構〉

お気軽に
ご相談ください

TEL 018-893-6223

秋田県農業公社 検索
FAX 018-895-7210

＼農地の貸し借りおまかせください！／

農地中間管理事業

貸したい！

借りたい！

まがへれば
いっねがー！

【秋田県農地中間管理事業】応援隊長



©Netger Project

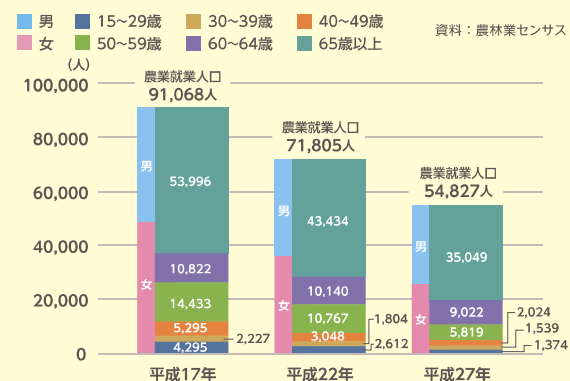
AAPC

公益社団法人
秋田県農業公社
〈秋田県農地中間管理機構〉

秋田県農業の現状

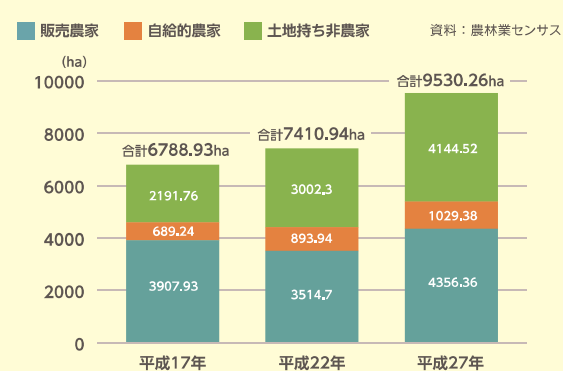
高齢化の進展により、 農業労働力は今後さらに減少

年齢別農業就業人口の構成



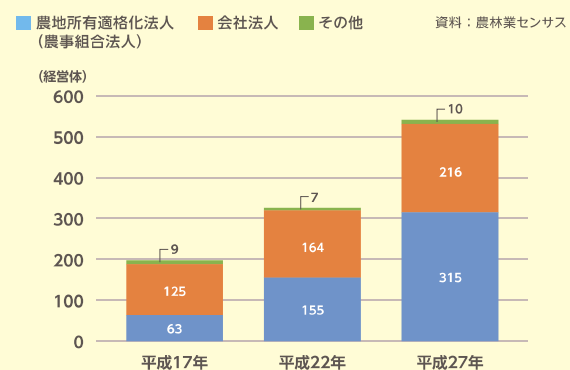
農業就業人口の減少、高齢化により農業労働力は今後さらに減少します。

耕作放棄地面積の内訳の推移



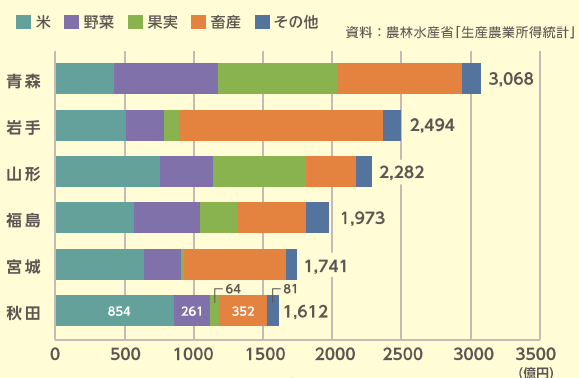
土地持ち非農家の耕作放棄地面積が年々増加しています。

法人化している農業経営体数



法人化している経営体は増加傾向にあります。

東北の農業産出額の内訳 (平成27年度)



農業産出額に偏りがあり、米に依存した農業構造になっています。

農地の集積・集約化二一ズは より一層高まる

秋田県の担い手が利用する農地面積の目標

項 目	平成25年	平成35年(10年後)
秋田県耕地面積	150,100ha	145,200ha
うち担い手が利用する面積	99,027ha	130,600ha
担い手への集積率	66%	90%

資料：秋田県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

本県では、関係機関が連携し、農地中間管理事業による農地の集積・集約化を進め、経営規模の拡大や収益性の高い複合作目の導入等への取組を加速化させていきます。

農地中間管理事業のしくみ

農地中間管理事業とは、農用地等を貸したい農家(出し手)から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手(受け手)への農用地の集積・集約化を進めるため、「農地集積バンク(農地中間管理機構)」が農用地の中間的受け皿となる事業です。



機構は県知事から指定を受けた公的な機関です。
責任を持って**あなたの農地を守ります。**

機構が借り受ける農用地等の基準

- 農業振興地域内の農用地等に限ります。
- 農用地等の借受期間は、原則10年以上とします。
- 次のような農用地等については、借り受けできない場合があります。

- ① 再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等。
- ② 当該区域における借受希望者の募集に関して、募集に応じた者の数、応募の内容その他の事情からみて、当該区域内で機構が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い農用地等。

地域農業を維持するためには、
地区の「話し合い」による農地の集積・集約化が大切です。



農地中間管理事業のしくみ

農地集積・集約化に
関連したニーズ

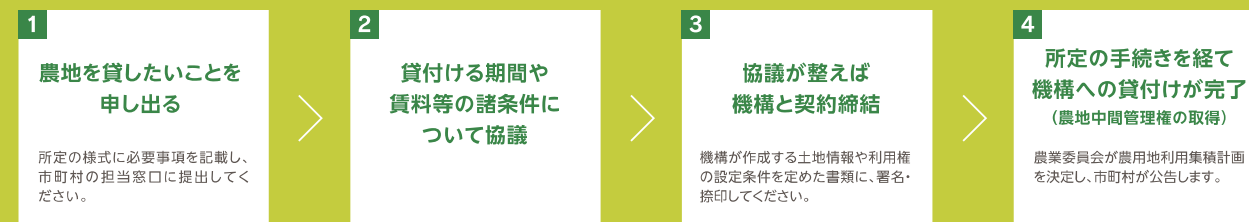
農地を貸し出して、リタイア（離農）したい。
規模縮小するために、農地を貸し出したい。

貸

農地を貸したい人（出し手）は…

- 貸付希望者は、市町村の担当窓口にご相談ください。
- 賃料等の諸条件は、地域の意見を踏まえ関係者と協議のうえで決定します。
- 賃料は毎年12月に指定口座に振り込みます。（初年度限り、手数料5千円を頂きます。）
- 農地の賃料（地代）収入が15万円を超える「出し手」の方には、マイナンバー制度に基づきマイナンバーの提供をお願いします。
- 貸付期間終了後は、「出し手」の希望に応じて、契約の継続または農地の返却となります。

農地を貸したい場合の流れ



農地集積・集約化に
関連したニーズ

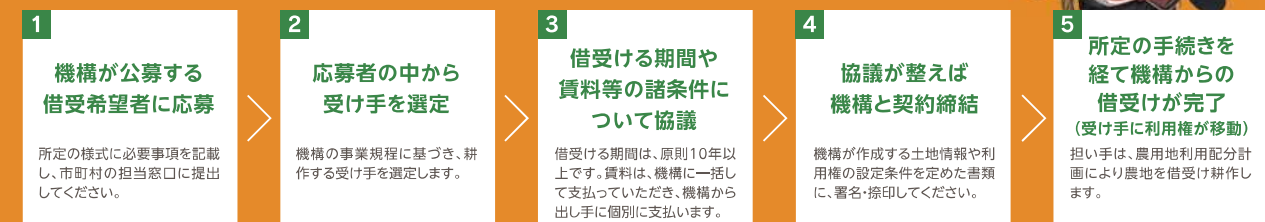
規模拡大と同時に農地の集約化を図りたい。
分散した農地の集約化を図りたい。

借

農地を借りたい人（受け手）は…

- 借受希望者は、機構が行う受け手の公募に、市町村が設定する区域ごとに応募してください。
- 応募された方については、名称等をホームページで公表します。
- 集落・地域の農地集積計画となる「人・農地プラン」で『今後の地域の中心となる経営体』に位置付けられていることが必要です。
- 賃料は毎年11月に指定口座から引き落としします。（初年度限り、手数料5千円を頂きます。）

農地を借りたい場合の流れ



出し手のメリット

- 公的機関が農地を預かるので安心です。
- 機構から直接賃借料を受け取ることができます。
- 契約期間満了後は、確実に農地が戻ります。
- 要件を満たせば「機構集積協力金」の交付が受けられます。
- 農地に関連した税制面での優遇措置が適用されます。
（固定資産税の軽減措置、相続税、贈与税の納税猶予の継続）

受け手のメリット

- 集積・集約化農地を長期に安定して借入することが可能となります。
- 契約は機構と1本なので、賃料支払いの事務が大幅に軽減されます。
（便利な口座振替）
- 仮に耕作できなくなっても、機構が新たな受け手を探します。
- 条件不利農地の受け手に対する支援（県単）等が受けられます。
（借受初年度1.0万円/10a 2年目0.5万円/10a）

※これから法人を設立し集積する場合はもちろん、機構法の契約に切り替える場合も有効

契約者の喜びの声

後継者がいなかったの
で、農地をどうしよう
か悩んでいましたが、
機構に貸して肩の荷が
軽くなりました。

田んぼは親戚に頼ん
でいましたが、『もう
やれない』と言われ、
突然だったけど、役場
や機構が対応してく
れたので安心して契
約できました。



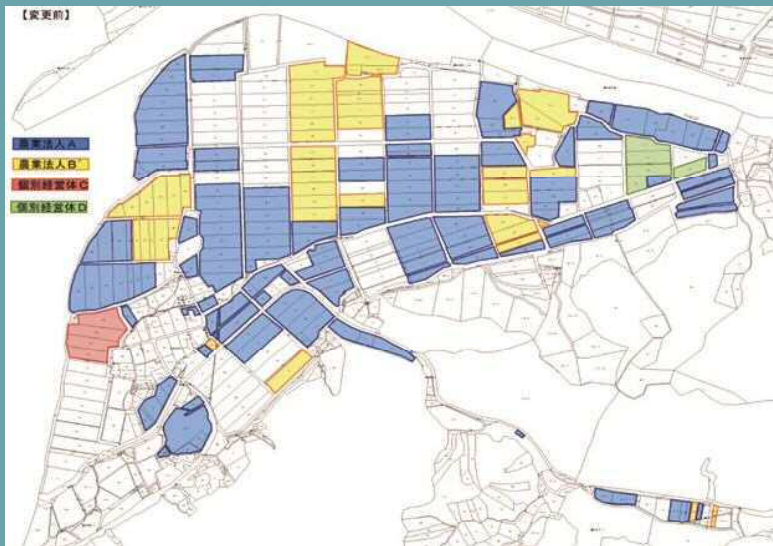
契約者の喜びの声

分散している農地をま
とめたいと思っていた
ので、地域で機構を活
用しました。作業は効
率的になり、生産コス
トも下がったので大満
足です。

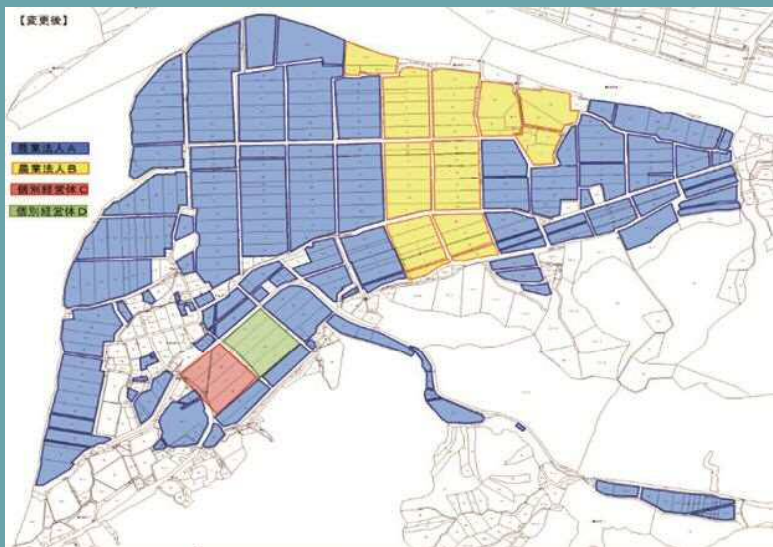
法人になり、地主との
個別の契約に苦労し
ていましたが、機構
を活用したおかげで、毎
年の賃料支払い事務
が楽になりました。



農地の集約化を果たした事例（北秋田市向黒沢地区）



集積・集約化



(単位:ha)

経営体	区分	H26	H28	摘要
農業法人A		26.0	46.2	集積・集約化
農業法人B		11.0	12.0	集約化
個別経営体C		1.2	1.4	集約化
個別経営体D		1.2	1.4	集約化
個別農家		21.6	0.0	法人Aへ集積
計		61.0	61.0	
集積面積		41.0	61.0	
プラン地域			67.0	
集積率		61%	91%	

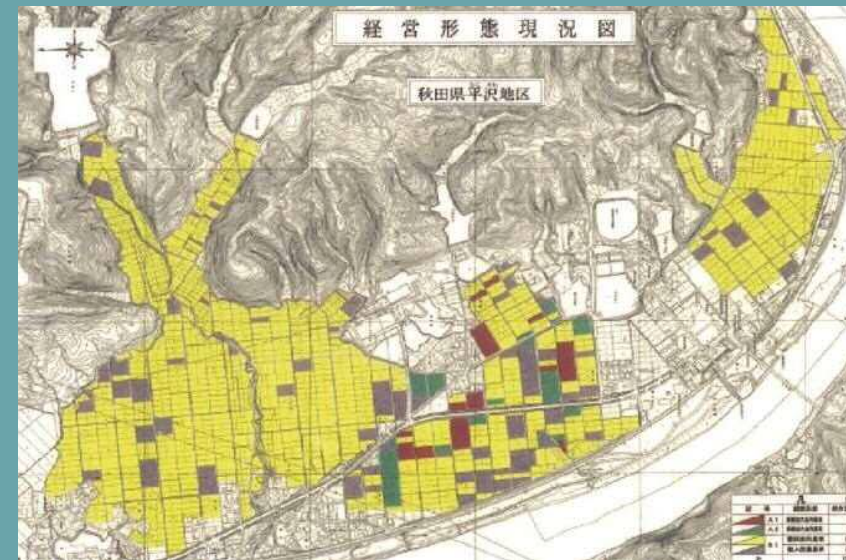


取り組みのポイント

- 同地区は、ほ場整備の完了(平成2年度)から長期間が経過し、担い手への農地集積が分散・錯綜して進行している状況にあった。
- このため、土地改良区が中心となって、簡易な基盤整備を実施しつつ、「担い手と担い手」や「担い手と離農者」の間の調整を行い、農地の更なる集積と集約化を実現し、農作業の効率化が図られた。



あきた型ほ場整備の事例（秋田市平沢地区）



基盤整備・集積



関係農家99戸が
104haを個別経営
黄色 ほ場整備計画時、
法人へ集積希望の96戸

基盤整備

農地中間管理事業を
活用した集積

園芸メガ団地

ほ場整備計画の集積目標87%
(H30)を上回る91%(法人設立
H27)の集積。
園芸メガ団地でダリア、大豆等
生産開始

赤色 平沢ファーム(92.1ha)
1個人経営体(3.5ha)

取り組みのポイント

- 同地区は、昭和初期に整備されたほ場(10a区画)で、水稻単作農業を行っていたが、高齢化・過疎化が進行し、不作付農地も増加していた。
- 平成24年ころから、大区画ほ場整備の機運が高まり、平成26年の採択を契機に法人を設立し、園芸メガ団地による複合経営を目指した。
- 農地中間管理事業の活用により、農地集積が加速し、地区内の9割の農地が主要な担い手(1集落型農業法人、1個人経営体)に集積された。



平成30年度機構集積協力金の交付基準（秋田県）

1 交付対象期間

平成30年1月から12月末までに機構から借り手に転貸されたものが対象です

2 交付基準

（1）交付単価（基本ルール）

個人へ交付される協力金の交付条件は、「貸付期間10年以上」です

① 経営転換協力金

リタイヤや経営転換などの農業者が対象

貸付面積	新規集積農地	新規集積農地以外	下限額	上限額
0.5ha以下	3.5万円/10a	1.5万円/10a	12万円/戸	30万円/戸
0.5ha超2.0ha以下			20万円/戸	50万円/戸
2.0ha超			28万円/戸	70万円/戸

② 耕作者集積協力金

機構の借受農地の隣接地や、2筆以上の隣接する農地を貸し付ける者が対象で転貸の結果、担い手が連担して経営していることが必要

新規集積農地	新規集積農地以外
0.5万円/10a	0.25万円/10a

③ 地域集積協力金

地域内の農地の一定割合以上を貸し付ける地域が対象

貸付割合	新規集積農地	新規集積農地以外
2割超5割以下	1.0万円/10a	左記単価を上限に 地域へ残額を分配
5割超8割以下	1.4万円/10a	
8割超	1.8万円/10a	

※新規集積農地とは

機構に貸付する前の1年間、担い手が特定農作業受託を含め一度も使用しておらず、機構から担い手に転貸した農地です。

※交付は①及び②が優先となることから、予算状況等によっては、③の交付単価どおり交付できないことがあります。

（2）再配分（経営転換協力金・耕作者集積協力金）

基本ルールにより、地域集積協力金の新規集積農地以外へ満額配分してもなお、予算に余裕がある場合は、上限額まで経営転換協力金、耕作者集積協力金の順に再配分します。

○再配分の対象：基本ルールでの配分額が、上限額に満たない者

○再配分の計算方法：予算の残額から計算した単価で、貸付面積に応じて配分

詳細は、最寄りの地域振興局や市町村農政担当課まで、お気軽に問い合わせください。

お問い合わせ先一覧

市町村名	担当部局	連絡先電話番号
鹿角地域振興局	農 林 部	0186-23-2123
北秋田地域振興局	農 林 部	0186-62-3950
山本地域振興局	農 林 部	0185-52-2161
秋田地域振興局	農 林 部	018-860-3371
由利地域振興局	農 林 部	0184-22-7551
仙北地域振興局	農 林 部	0187-63-6111
平鹿地域振興局	農 林 部	0182-32-9501
雄勝地域振興局	農 林 部	0183-73-5180
鹿 角 市	農 林 課	0186-30-0241
小 坂 町	観 光 産 業 課	0186-29-3912
大 館 市	農 林 課	0186-43-7073
北 秋 田 市	農 林 課	0186-72-3114
上 小 阿 仁 村	産 業 課	0186-77-2223
能 代 市	農 業 振 興 課	0185-89-2182
藤 里 町	農 林 課	0185-79-2114
三 種 町	農 林 課	0185-85-4826
八 峰 町	農 林 振 興 課	0185-76-4609
秋 田 市	農業農村振興課	018-888-5737
男 鹿 市	農 林 水 産 課	0185-24-9137
潟 上 市	産 業 課	018-853-5336
五 城 目 町	農 林 振 興 課	018-852-5215
八 郎 潟 町	産 業 課	018-875-5803
井 川 町	産 業 課	018-874-4418
大 潟 村	産 業 建 設 課	0185-45-3653
由 利 本 荘 市	農 業 振 興 課	0184-24-6234
に か ほ 市	農 林 水 産 課	0184-38-4303
大 仙 市	農 業 振 興 課	0187-63-1111
仙 北 市	農山村活性課	0187-43-2206
美 郷 町	農 政 課	0187-84-4908
横 手 市	農 業 振 興 課	0182-32-2112
湯 沢 市	農 林 課	0183-72-0631
羽 後 町	農 林 課	0183-62-2111
東 成 瀬 村	農林課、農委	0182-47-3406